

生活保護法・中国残留邦人等支援法指定 指定介護機関 届出事項一覧

届出を要する事項	提出書類	指定申請書	誓約書	申出書	辞退届	介護保険法の指定通知書(写)	生活保護法・中国残留邦人等支援法の指定通知書
【1】 ●介護機関の指定（新規） ・平成26年6月30日以前に介護保険法による指定又は許可を受けていた介護機関 ・指定を不要とする申出書（下記、2申出書の提出参照）を提出していた介護機関が、改めて生活保護法の指定を受けようとする場合 【みなし指定】 平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は許可を受けた介護機関は申請書類の提出が不要です。生活保護指定介護機関としての指定通知書を郵送します。		○	○			○	
【2】 ●申出書の提出 ・上記【1】で【みなし指定】に該当する介護機関が、 <u>生活保護の指定のみ不要</u> とする場合				○		○	
【3】 ●変更届出の提出 ・既に生活保護の指定を受けている介護機関が、 <u>生活保護の指定のみ不要</u> とする場合 ※生活保護の「指定通知書」を紛失した場合、「紛失届」を提出してください。					○		○※
【生活保護法上の指定介護機関に関する介護保険法上の手続との連動対象の見直し】 ・令和8年4月1日以降、上記【1】【2】【3】以外の手続きは、届出が不要になりました。介護保険所管課へ届出を行えば生活保護の届出を行ったことになります。 ・令和8年3月31日以前の手続きで、変更届、廃止届、休止届、再開届、処分届の様式が必要な場合はお問い合わせください。							

【問い合わせ先】 佐世保市役所 生活福祉課 医療給付係 電話：0956-25-8854（直通）